

議案第43号

八潮市税条例の一部を改正する条例について  
八潮市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年6月3日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、この案を提出するものである。

## 八潮市税条例の一部を改正する条例

八潮市税条例（昭和41年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第10条の2中第26項を第28項とし、第23項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、第22項を第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
2分の1とする。

附則第10条の2中第21項を第22項とし、第14項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 次項及び第3項に定めるもののほか、この条例による改正後の八潮市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。